10 月末までに「資格情報のお知らせ」を送付します

◆「資格情報のお知らせ」交付の目的◆

令和6年12月2日から現行の組合員証等(健康保険証)は新規発行されなくなるため、原則、「マイナ保険証」のご利用となります。

- ◎「資格情報のお知らせ」は、「マイナ保険証」への移行後、マイナンバーカードには組合員の資格情報(組合員証記号番号等)の記載がないため、ご自身の資格情報をいつでも確認できるよう交付します。
- ◎「マイナ保険証」への移行に際し、マイナンバーカードを「健康保険証」として組合員と被扶養者の方に安心してご利用いただけるよう、『共済組合の資格情報』と『マイナンバー』が正しく紐づいていることをご自身で確認していただくため、今回1回限り、マイナンバー下4桁を記載し交付します。(マイナンバー下4桁は、オンライン資格確認に登録されているマイナンバーが提供され、記載したものです)

◆交付対象者◆

『組合員』及び『被扶養者』に交付します。

- ※ 送付にあたっては、所属所を通して世帯ごとに送付します。 組合員または被扶養者の方から特段のお申し出がない場合、黙示の同意をいただいたも のとさせていただきますので、ご了承をお願いします。
- ※ オンライン資格確認に登録されているマイナンバー下4桁の提供がされていない方へは、 後日、マイナンバーの記載がない「資格情報のお知らせ」を送付します。

◆◇◆内容をよく確認して大切に保管してください◆◇◆

- ◎「資格情報のお知らせ」は、共済組合の組合員及び被扶養者であることを証明するものです。
- ◎医療機関等で「マイナ保険証」が使えない場合などに必要になりますので大切に保管してください。

【確認していただくこと】 ①共済組合の資格情報 ②マイナンバーの下4桁

□ 万一、誤りがある場合は、共済組合へご連絡ください。

★現在、お持ちの組合員証等(健康保険証)が使える期間

経過措置として本年12月2日以降1年間は使用可能となる予定です。 経過措置期間中に有効期限が到来する場合は、その有効期限までの使用となります。

※健康保険証利用登録を行ったマイナンバーカードが「マイナ保険証」です。

マイナンバーカードを「マイナ保険証」として利用するには、「健康保険証利用登録」が必要です。 急な医療機関の受診に備えて「マイナ保険証」のご登録をお願いします。

◆◇◆QRコードから利用申込(登録手続き)が行えます◆◇◆



◆◇◆詳細は厚生労働省Webサイトでご確認いただけます◆◇◆

詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

マイナンバーカード 保険証利用

Q 検索

Mining Virtualin, Labour and Writter

